



# かけはし

第71号 (令和3年9月6日)



日本年金機構  
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 立田 英人

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin\_Kikou)

## はじめに

### 【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！9月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について掲載しています。

また、障害年金講座では、障害年金用診断書を確認するときの留意事項をお伝えします。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 障害年金講座

第23回！

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

障害年金用診断書を確認するときの  
留意事項

です！

## 受付・点検に係る留意事項について

今号から障害年金用診断書を確認するときの留意事項についてお知らせします。

### 1. 診断書の種類について

診断書は、請求者の障害の程度を確認するための重要な客観的資料となります。そのため、障害給付の診断書は、具体的な障害の程度が明確に判断できるように次の8種類に分かれています。

(1)	眼の障害用	(様式第120号の1)
(2)	聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声または言語機能の障害用	(様式第120号の2)
(3)	肢体の障害用	(様式第120号の3)
(4)	精神の障害用	(様式第120号の4)
(5)	呼吸器疾患の障害用	(様式第120号の5)
(6)	循環器疾患の障害用	(様式第120号の6-(1))
(7)	腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用	(様式第120号の6-(2))
(8)	血液・造血器・その他の障害用	(様式第120号の7)

### ポイント

1つの傷病でも、その障害の現れる部位、状態が多岐にわたるケースがありますので、請求者の障害の状態が一番的確に記入できる様式の診断書（場合によっては2種類以上）を提出するようにご案内してください。

2種類以上必要な例として、糖尿病による障害の現れている部位が、視力障害、肢体障害及び腎臓障害の場合は、眼の障害用（様式第120号の1）、肢体の障害用（様式第120号の3）、腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）が必要となります。

なお、糖尿病による障害が複数部位に及ぶ場合でも、請求者がどの障害について請求したいのか、必ず意思を確認してください。



## 2. 診断書確認時の留意事項（共通項目）

診断書を確認するときにチェックすべき項目は次のとおりです。

(1)	診断書に係る診断書の作成年月日、医療機関の名称及び所在地、診療担当科名、医師の記名に漏れないこと。
(2)	診断書に記入されている受診者の氏名、生年月日及び性別が年金請求書に記入されている氏名等と一致していること。
(3)	診断書の①欄～⑨欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）は、記入漏れないこと。また、診断書の様式は、傷病名・障害が現れている部位・状態からみて合致していること。
(4)	障害の状態（年月日現症）欄については、いつの時点の障害の状態であるか判断する上で重要な事項となるので、記入漏れないこと。
(5)	診断書の「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」は、障害の程度の認定にあたって重要な意味を持つので、現症時において日常生活がどのような状況であるのか、またどの程度の労働ができるのか等の記入がされていること。
(6)	「予後」は、診断時点において断定できない場合であっても、「不詳」等の記入がされていること。
(7)	診断書の様式が改正された場合は、旧様式を適宜補正するか、又は改正後の診断書を使用すること。 なお、診断書指定様式に記入しないで提出する場合（パソコン等で作成する場合など）は、紛失、混在等を防止するため、診断書は両面印刷で作成してもらうこと。（やむを得ない事情により、片面印刷（2枚）になる場合は、それぞれに医師の氏名又は請求者の氏名が記載されていること。なお、従来割印等による提出も可能とする。）



市区町村等において、診断書や受診状況等証明書点を点検確認する際には、鉛筆や色鉛筆でチェックしたり、診断書等に直接メモ書きをしないこと。

（医師の証明書の改ざんになるので、障害年金センター等への連絡事項については、必ず付せんや連絡票などに記入してください。）

### 【参考】

日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）には、診断書を作成する医師向けに診断書ごとの記載要領（記載にあたって留意していただきたいポイント）を掲載していますのでご参照ください。

#### ◎記載要領の掲載場所

トップページ > 申請・申出様式 > 申請・届出様式（年金等の受給関係）  
> 年金受給者（老齢年金・障害年金・遺族年金）に関する届書・申請書一覧

上記のページまで進んでいただき、「年金請求に使用する診断書・関連書類」を参照していただくと、各診断書の診断書様式、記入上の注意、記載要領を確認することができます。



### 3. 診断書確認時の留意事項（呼吸器疾患の障害用）

今回は、8つの診断書の中から、呼吸器疾患の障害用診断書（様式第120号の5）を確認する際の留意事項についてお知らせします。

#### ◎呼吸器疾患の診断書を使用する主な傷病名

肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症、肺化のう症、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、けい肺（これに類似するじん肺を含む） など



呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺含む）の疾病は、レントゲンフィルムの添付が必要となります。CD等で保管されている場合は、必要な画像をあらかじめ印刷して添付するよう案内してください。



次頁で、診断書の様式見本を使って留意事項をご説明します。  
前頁の「2. 診断書確認時の留意事項（共通項目）」と合わせて理解を深めていきましょう！

呼吸器疾患の障害用診断書  
【表面】

国民年金  
厚生年金保険  
船員保険

診 断

○診断書①欄～⑨欄

診断書①欄から⑨欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）は、障害の状態にかかる診断記録とともに、年金の審査で不可欠な事項となるので、記入もれがないこと。

氏名 (フリガナ)		住所 (住所地の郵便番号)		市区町村	
① 障害の原因となった傷病名	② 傷病の発生年月日 (昭和/平成/令和 年 月 日)	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日 (昭和/平成/令和 年 月 日)	④ 傷病の原因又は誘因 (初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日))	⑤ 既存障害	⑥ 既往症
⑦ 傷病が治った (症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む)かどうか。		⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 (初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日))			
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項 (抗結核化学療法を行った場合は、使用薬剤名及び使用期間を明記してください。)		歴 手術年月日 ( 年 月 日)			

診療録で確認  
本人の申立て  
( 年 月 日 )  
診療録で確認  
本人の申立て  
( 年 月 日 )

○診断書②欄～③欄

診断書②と③欄の「本人の申立て」に○が付されている場合は、( )内にその申立て年月日が必ず記入されていること。  
(本人の申立てが、初診時の問診で確認できるのか、診断書を持参したときの申立てなのかを判断するため)

(お願い) 太文字の欄は、記入もれがない

障害の状態

⑩ 共通項目 (この欄は、必ず記入してください。)

1 身体計測 (平成・令和 年 月 日) 身長 cm : 体重 kg	3 一般状態区分表 (平成・令和 年 月 日) (該当するものを選んでどれか1つを○で囲ってください。) ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や作業はできるもの (例えば、軽い家事、事務など) ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの エ 身のまわりのある程度のことではあるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベット周辺に限られるもの
2 胸部X線所見 (A) (A) 図 (1) 胸膜癒着 なし・軽・中・高 (2) 気腫化 なし・軽・中・高 (3) 線維化 なし・軽・中・高 (4) 不透明肺 なし・軽・中・高 (5) 胸郭変形 なし・軽・中・高 (6) 心臓隔の変形 なし・軽・中・高 (7) 蜂巣肺 なし・軽・中・高 撮影年月日 (平成・令和 年 月 日)	4 臨床所見 (平成・令和 年 月 日 現症) (1) 自覚症状 (2) 他覚所見 咳 (無・有・著) 肺性心所見 (無・有) 痰 (無・有・著) チアノーゼ (無・有) 胸痛 (無・有・著) ばち状指 (無・有) 呼吸困難 栄養状態 (良・中・不良) 安静時 (無・有・著) ラ音 (有・一部・なし) 体動時 (無・有・著) 脈拍数 ( ) 喘鳴 (無・有・著)
5 活動能力(呼吸不全)の程度 (該当するものを選んでどれか1つを○で囲ってください) i 同年齢の健康人と同様に歩行、階段の昇降ができる。 ii ア 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる。 イ 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる。 ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。 エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。 オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。	6 換気機能 (平成・令和 年 月 日) (1) 肺活量実測値 (VC) ml (2) 予測肺活量 ml ( %肺活量)
8 その他の所見	

○診断書⑩欄「共通項目」

呼吸器疾患の必須項目となっているので、呼吸不全の状態がない場合でも記入されていること。  
また、次の項目についても確認すること。  
(1) いつの時点の障害の状態であるか判断するうえで重要な事項となるので、必ず検査年月日 (平成・令和 年 月 日) 赤字の部分) が記入されていること。  
(2) 動脈血ガス分析値は安静状態の計測値であり、酸素吸入施行中の値であるときは、酸素吸入量が記入されていること。  
(3) 在宅酸素療法を施行している場合は、その開始日、施行時間、酸素吸入量が記入されていること。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入しない

# 呼吸器疾患の障害用診断書 【裏面】

## ⑪ 肺 結 核 症 (平成・令和 年 月 日現症)

1 胸部 X 線 所 見 (B)  
初診時 (昭和・平成・令和 年 月 日)



前頁のA図のX線所見の日本結核病学会分類を記入してください

病 側	右	左	両	右	左
病巣の拡がり	1	2	3	1	2
病 型	I	II	III	IV	V

日本結核病学会分類

2 結核菌検査成績  
(現在陰性のときはその旨と最終陽性時期を併記してください。)  
検査材料 (たん、喉頭粘液、気管支洗液、胃液、穿刺液)

塗 抹 培 養

昭和・平成・令和 年 月 日 -+ (ガフキー 号) : -+ ( コロニー )

昭和・平成・令和 年 月 日 -+ (ガフキー 号) : -+ ( コロニー )

3 安 静 度  
(結核の治療指針の安静度表によって記入してください。)

○診断書⑪欄～⑭欄  
診断書⑪欄「肺結核症」、診断書⑫欄「じん肺」、診断書⑬欄「気管支喘息」、診断書⑭欄「その他の障害又は症状の所見等」は、請求する傷病に応じて必要な所見、検査結果が記入されていること。

## ⑫ じ ん 肺 (平成・令和 年 月 日現症)

1 じん肺法 X 線 写 真 区 分 ( 1 2 3 )

2 じん肺管理区分 ( 1 2 3 )

## ⑬ 気 管 支 喘 息 (平成・令和 年 月 日現症)

1 時間の経過と症状  
(1) 喘息症状の間に無症状の期間がある。  
(2) 持続する喘息症状のために無症状の期間がない。

2 ピークフロー値 (PEFR)  
最近 (1ヶ月程度の期間) の  
最高値  $\ell$ /分、最低値  $\ell$ /分、平均約  $\ell$ /分  
(但し慢性安定期であることを前提とし、発作時の成績は除く)

3 発作の強度  
(1) 大発作: 苦しくて動けなく、会話も困難  
(2) 中発作: 苦しくて横になれなく、会話も苦しい  
(3) 小発作: 苦しいが横になれる、会話はほぼ普通  
(4) その他 ① 喘鳴のみ ② 急ぐと苦しい ③ 急いでも苦しくない

4 発作の頻度  
(1) 1週に 5 日以上  
(2) 1週に 3 ~ 4 回  
(3) 1週に 1 ~ 2 回  
(4) その他

6 治 療

○診断書⑮欄「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」  
障害の程度の認定にあたって重要な意味を持つので、現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等が必ず記入されていること。

5 入院・救急室受診歴

(1) 入院歴 有・無  
(過去2年間に喘息のために入院した場合は、その期間を記入)

(2) 救急室受診歴 有・無  
(6ヶ月以内に受診した場合は、記入)

7 喫 煙 歴

吸ったことがない  
やめた: 1日 ( ) 本 × ( ) 年間

⑭ その他の障害又は症状の所見等  
(平成・令和 年 月 日現症)

○診断書⑯欄「予後」  
診断時点において、断定できない場合であっても、「不詳」等と必ず記入されていること。

⑮ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力  
(必ず記入して下さい)

⑯ 予 後  
(必ず記入して下さい)

⑰ 備 考

上記のとおり、診断します。 年 月 日

病院又は診療所の名称 診療担当科名  
所 在 地 医師氏名

○診断書作成年月日等  
診断書の作成年月日等の記入漏れがないこと。

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和3年9月から令和3年11月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

### 令和3年 9月

- (定例) 令和4年分扶養親族等申告書の送付  
→ 詳細は、本誌8頁～11頁をご確認ください。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書(ターンアラウンド様式)の送付

### 令和3年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施(ターンアラウンド申請用紙の送付)  
→ 詳細は、本誌12頁をご確認ください。

### 令和3年 11月

- (定例) 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付  
→ 詳細は、本誌13頁～15頁をご確認ください。
- (定例) ねんきん月間・年金の日(11月30日)  
→ 詳細は、本誌18頁をご確認ください。

## 『令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』を送付します (特定事業部)

令和3年9月17日(金)から、順次、下記の送付対象者宛て令和4年分扶養親族等申告書(以下「申告書」という。)を送付します。

9月から10月にかけて送付する方の提出期限は**令和3年10月29日(金)**です。

### 送付対象者

老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方です。

- ・65歳未満の方：108万円以上
- ・65歳以上の方：158万円以上

(退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上)

### 記入における注意点

#### ○ 申告書の提出が不要な場合があります。

提出しなくとも、所得税率が5.105%となりますので、以下のとおり各種控除を受けない場合は提出は不要です。

- ・控除対象となる配偶者または扶養親族がおらず、受給者本人が障害者、ひとり親等に該当しない方
- ・源泉徴収段階で人的控除の適用を受けず、翌年の確定申告により控除を受ける方

#### ○ 前年の申告から変更がない場合は、その旨以外の記入は不要です。

前年(令和3年)分の申告書を提出いただいた方には、予め前回の申告内容を印刷しています。前年分の申告内容から「変更なし」の場合、申告書左上にある、ア、「前年から「変更なし」で申告します。」に○を付し、氏名を記入のうえ提出してください。その他の項目は記入不要です。

#### ○ 税制改正により、提出の際、受給者の押印は不要になっています。

#### ○ B欄(控除対象となる配偶者)について

新たに配偶者を控除対象とする場合、申告書に同封しているリーフレットをご覧ください。また、配偶者が控除対象となるか確認のうえ、必要事項の記入をお願いします。申告書のB欄(配偶者欄)にある「配偶者の区分」欄の記入は必須です。

#### ○ C欄(扶養親族)について

新たに扶養する親族がいる場合、申告書に同封しているリーフレットをご覧ください。必要事項の記入をお願いします。

## マイナンバーの記入について

- 配偶者・扶養親族のマイナンバーの記入は省略できる場合があります。
  - ・前回までの申告書において、控除対象となる配偶者・扶養親族のマイナンバーを記入していただいている方は、令和4年分においては、マイナンバーの記入は省略できます。  
この場合、申告書のマイナンバー欄には「収録済」と印刷され、記入欄に「\*」が印刷されています。
  - ・前回までの申告書において、控除対象となる配偶者・扶養親族のマイナンバーを記入していただいていない方は、マイナンバーの記入をお願いします（マイナンバーが確認できる書類のコピーの添付は不要です）。  
なお、マイナンバーの記入がない場合でも、機構は申告書を受理し、申告内容に基づいて源泉徴収を行います。
- ※ その他の記入方法は同封しているリーフレットを参照してください。

## ご不明な点がある場合

- 申告書に関する概要・記入方法・よくあるご質問（Q&A）等について  
日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますので、ご利用ください。  
また、日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。  
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。
- 扶養親族等申告書に関するご不明な点がある場合のお問い合わせについて  
「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受けつけます。  
お近くの年金事務所と併せてご案内ください。

### 【扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル】

ナビダイヤル 0570-081-240  
050から始まる電話の場合 (東京)03-6837-9932

### <受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



次頁に様式見本を掲載しましたので、あわせてご確認ください。

# 令和4年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

**ア** 前年から「**変更なし**」で申告します。  
 →④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。  
 他の項目はご記入不要です。

**イ** 前年から「**変更あり**」で申告します。  
 →「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

提出期限

令和3年 XX月 XX日

提出年月日 令和 年 月 日

99999 99999 9999  
 99999 99999 99999

## A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ	1 本人障害	1. 普通障害	2. 特別障害
氏名		2 寡婦等 500万円以下 (年間所得見積額)	1. 寡婦 (子がいない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
電話番号		3 本人所得	年間所得の見積額が <b>900万円を超える</b> 場合は右の欄に○をしてください。	
生年月日	昭和 31年 11月 30日			

上記①～③は該当なしの場合は記入不要です

## B 控除対象となる配偶者

フリガナ	ネンキン ヨシコ	4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合 は記入不要	7 同居・別居 の区分
氏名	年金 好子		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1. 普通障害	1. 同居
続柄	1. 夫 2. 妻			2. 特別障害	2. 別居
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日 30 10 24		上記以外の方は、「手引き」を 参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください。 (収入がない方はゼロを記入)	8 配偶者老人区分	2. 老人
個人番号 (マイナンバー)	収録済 * * * * * * * * * * * * * *		万円	配偶者の所得見積額が48万円以下 かつ70歳以上の場合に該当	

## C 扶養親族（3人目以降は裏面にご記入ください）

フリガナ	ネンキン イチロウ	9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合 は記入不要	12 同居・別居 の区分	13 年間所得 の見積額
氏名	年金 一郎		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 5 8 11	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
フリガナ	ネンキン ユウコ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人	2. 特別障害	2. 別居	48万円 超
氏名	年金 友子			1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 14 4 9	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
個人番号 (マイナンバー)	未収録			1. 特定 2. 老人	2. 特別障害	非居住者	48万円 超

令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（うら）

裏面

C 扶養親族（続き）

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	生年月日	11 障害 該当なしの場合 は記入不要	12 同居・ 別居の 区分	13 年間所得 の見積額
			10 特定・老人の種別			
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他		2. 特別障害	2. 別居	48万円 超
フリガナ		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他		2. 特別障害	2. 別居	48万円 超
フリガナ		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他		2. 特別障害	2. 別居	48万円 超
フリガナ		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他		2. 特別障害	2. 別居	48万円 超
フリガナ		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円 以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他		2. 特別障害	2. 別居	48万円 超
フリガナ		8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			

D 摘要欄

14 摘要

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

〒 x x x - x x x x

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△

年金 太郎 様

個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

（年金の支払者）  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長  
法人番号 6000012070001

## 令和3年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

(国民年金部)

国民年金保険料の免除または納付猶予に該当すると見込まれる方への国民年金保険料免除・納付猶予申請書等の送付について、以下のとおり実施します。

今年度は、一部免除に該当すると見込まれる方についても国民年金保険料免除・納付猶予申請書を送付します。

	全額免除または納付猶予 該当見込み者	一部免除 該当見込み者
対象者	令和3年7月分保険料が未納の方で、令和2年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方	令和3年7月分保険料が未納の方で、令和2年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）に該当すると見込まれる方
発送物	・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ターンアラウンド様式） ・免除制度等ご案内リーフレット ・個人情報保護シール	
発送時期	10月中旬	

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和3年度分（令和3年7月から令和4年6月分）の免除・納付猶予を申請することができます。

ただし、学生の方や令和3年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。

※申請書等のレイアウトについては、改めて情報提供いたします。

**「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発送します**  
**(特定事業部・国民年金部)**

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）。

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」（又は領収証書）を添付する必要があります。

日本年金機構からは下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに発送します。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

**注意**

国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発送時期が異なります。

お客様から控除証明書の発送時期についてお問い合わせがあったときは注意しましょう！



次頁に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するQ&Aをご用意しましたので、お客様からのお問い合わせにぜひご活用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するQ&A

	Q：質問	A：回答
1	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは何ですか。	<p>「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）は、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）に納めていただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。</p> <p>国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書を申告書に添付することが義務付けられています。</p>
2	社会保険料控除とは何ですか。	<p>社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。</p> <p>申告できる金額は、令和3年中に納めた社会保険料の金額です。</p>
3	控除証明書はどのような人に発送されるのですか。	<p>令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方（被保険者ご本人宛）に発送します。</p>
4	控除証明書の発送時期はいつですか。	<p>令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構より令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送する予定です。</p> <p>なお、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付された方（※）につきましては、令和4年2月上旬に発送する予定です。</p> <p>※令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。</p>
5	被用者年金（厚生年金保険、共済組合）の加入者に控除証明書は発送されますか。	<p>被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出の上、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に発送することはありません。</p> <p>なお、被用者年金の加入者の方でも、令和3年中に国民年金保険料を一度でも納付された場合は、日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書を発送します。</p>

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載します（令和3年10月上旬掲載予定）。ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）を開設します（令和3年10月下旬予定）。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、以下のダイヤルでもお受けしています。

■ 問い合わせ先の名称  
「ねんきん加入者ダイヤル」

■ 電話番号  
（ナビダイヤル）0570-003-004  
050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
- ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
- ・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

本誌19～20頁の「広報の広場」に市区町村広報紙用の原稿を掲載しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご利用ください。



## マイナンバー未収録者リストの送付時期について

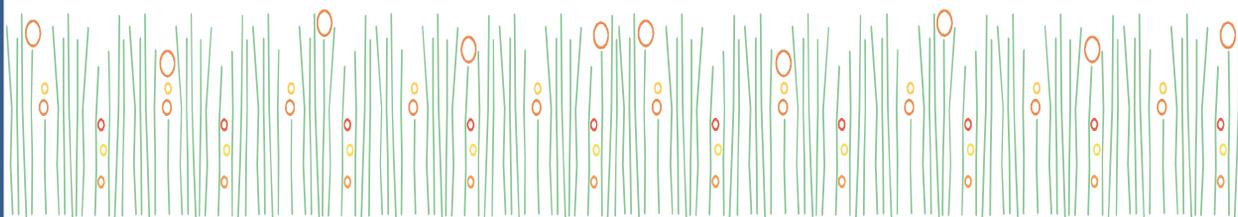
(年金記録企画部)

「マイナンバー未収録者リスト」(※)を例年8月下旬に送付させていただいておりますが、今年度につきましては、諸般の事情により、送付時期を変更させていただきます。

変更後の送付時期は令和3年11月下旬を予定しております。

詳細は改めてお知らせいたしますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※「マイナンバー未収録者リスト」とは、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けできていない国民年金第1号被保険者をお知らせするリストです。



## インターネットによる年金相談予約のご案内

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センター（オフィスを含む。）において予約制による年金相談を実施しております。

従来、予約のお申し込みについては、予約受付専用電話や年金事務所等の窓口などで承っていましたが、老齢年金のターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いた方を対象に、インターネットによる予約申し込みも受け付けております。

### インターネットによる予約申し込みの概要

受付時間	全日8：00～23：30（※メンテナンス期間は除く）
対象となる相談	老齢年金のターンアラウンド請求のみ
予約できる相談日	予約申込日の翌々営業日から3か月先の月の末日まで
その他	予約日の前日に予約時間等のお知らせメールを送信

予約サイトへは、下記の二次元コードから直接アクセスできます。  
また、機構ホームページ内の「予約相談について」のページからもアクセスできます。

- スマートフォン・携帯電話はこちらから   
(7月以降発送のターンアラウンド請求書に同封のチラシに掲載しています。)



- パソコンはこちらから 

日本年金機構 予約相談

検索 

<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>

インターネットによる予約申し込みをご利用いただいたお客様からは「夜間の時間帯でも予約申し込みができるので便利だった」、「予約日前日にお知らせメールが届いて助かった」など、好評をいただいております。今後、対象となる相談内容の拡大や手続きの簡略化も順次進める予定としております。

老齢年金のターンアラウンド請求書が届いた方に、請求手続きの予約をご案内いただく際には、引き続き、インターネットによる予約申し込みをお勧めしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。



11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にも公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

今年度の取組についても、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、感染拡大防止対策(「3密」を避ける、非対面の形式で行う等)を徹底したうえで行います。

※感染症拡大の状況等により、活動が一部変更となる場合があることをご了承ください。

#### 【主な活動予定】

- ◆日本年金機構ホームページ上に「ねんきん月間ページ」を設置
- ◆公的年金制度とのかかわりについて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの受賞作品の公表(日本年金機構ホームページ)
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等へのオンラインによる「年金セミナー」や「年金制度説明会」の開催(要請があり、かつ十分な感染拡大防止対策を講じていることが確認できる場合のみ、対面形式で開催)
- ◆年金委員(※) 功労者表彰式の開催(関係者のみ)

#### (※)「年金委員」とは

年金の制度や手続きについて、会社や地域で周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員は、活動により『職域型』と『地域型』の2つに区分されます。『職域型』は主に厚生年金保険適用事業所内で、『地域型』は自治会などの地域において活動いただいております。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。

この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」をご利用いただけるよう、お客様に広くご案内のほどお願いいたします。

(「ねんきんネット」のご利用登録は、日本年金機構ホームページより可能です。)

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきんクマ

「ねんきんネット」マスコット



「ねんきん月間」の期間中は、下記マーク等を付したポスターの掲示やチラシの配布を行います。各自治体の皆様方におかれましても、趣旨をご理解いただき、掲示や周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

# ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？  
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いいみらい  
11月30日は  
年金の日



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について、市区町村広報紙用の原稿を2種類用意しました。市区町村広報紙を通じて、地域住民の方に広くご理解いただくため、是非ともご利用ください。

### 《原稿1》

#### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！



## 《原稿2》

### 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載される予定（令和3年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和3年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

- 問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**
- 電話番号  
(ナビダイヤル) 0570-003-004  
050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
- ・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。



国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

## 地域の独自情報

## 編集後記

仏教の教えに「一日一止（いちにちいっし）」という言葉があります。

「一日のうちに一度は立ち止まって省みる時間を持ちなさい」という意です。私自身、本で知ってから日々意識している言葉ですが、行動に移すのは難しいですね。

（反省することが多すぎて、立ち止まることを避けているのかもしれませんが…。）

皆様もこの「かけはし」を読み終えたときに「一日一止」実践してみませんか？

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。